

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県立武道館	設置年	平成 15 年
所在地	秋田市新屋町字砂奴寄2-2		
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社		
県所管課	スポーツ振興	課	調整・スポーツ活性化 チーム

1 施設の概要

設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、県内唯一の総合的な武道競技施設として、全国規模の大会開催等により、スポーツによる交流人口の拡大を推進するほか、武道を通じた青少年の健全育成にも寄与している。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	大規模武道競技大会の開催、ライフステージに応じた多様な武道活動の促進、子どもの武道体験機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、武道を通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進する。また、武道競技大会のみならず、文化・芸術活動や大規模文化イベントを開催し、幅広い世代による施設の有効活用を図る。					
施設の面積	敷地面積 84,436.10㎡、建築面積 12,237.00㎡、延床面積 18,744.00㎡					
主な設置施設	大道場、小道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、その他(トレーニング室、会議室)等					
指定管理業務の内容	料金制	無（指定管理料制）				
	料金設定	別添資料等による				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	R6.4.1		～	R8.3.31	
	営業期間・時間	通年(12/29～1/3を除く)・午前9時～午後9時				
	①使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 ②施設及び設備の維持管理に関する業務 ③武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務 ④県民会館事業を継承した文化振興事業の普及振興					
自主事業の内容	・通年剣道教室40回・初心者武道教室(柔道)6回 ・初心者武道教室(合気道)5回・初心者武道教室(銃剣道)5回 ・太極拳教室10回・親子スポーツチャンバラ教室12回 ・フラダンス教室10回・ベビーマッサージ&サイン教室12回 ・幼児教室6回・書道教室 中止・夏休みクレイクラフト教室1回 ・和太鼓教室10回・バルーンアート教室 中止 ・健康応援教室24回・武道館探検ツアー1回 ・武道まつり1回・太極拳体幹運動教室5回					
直近3年の年間利用者数	R3	87,636 人	R4	138,223 人	R5	188,617 人
直近3年の年間利用収入	R3	12,684 千円	R4	16,500 千円	R5	15,000 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入 計		75,032	76,019	76,638	82,378	87,964
利用料金収入						
指定管理料		73,993	75,364	75,364	80,833	86,502
その他収入		1,039	655	1,274	1,545	1,462
支出 計		110,827	108,471	116,372	130,541	97,841
人件費		23,718	24,193	24,492	23,811	25,923
光熱水費		18,319	15,462	17,559	26,106	29,003
修繕費		1,357	1,746	1,350	927	2,155
外部委託費		15,999	16,316	16,179	15,742	17,483
その他経費		51,434	50,754	56,792	63,955	23,277
差 引		▲ 35,795	▲ 32,452	▲ 39,734	▲ 48,163	▲ 9,877

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

＜観点Ⅰ＞ 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

（R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要）

○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和5年度 の目標	利用者数の目標 194,400人
--------------	------------------

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	実績	188,617	達成率	97.0%	
	具体的な 取組と その効果	熱中症対策や参加者不足などにより、予定されていた大会や貸切利用のキャンセルが20件あったものの、4年ぶりに「子育て応援団すこやかあきた」が開催され27,678人の来館者となったほか、5年ぶりに魁星旗争奪全国高校剣道練成会が開催され3,300人が来館するなど、目標に対して5,783人届かなかったものの前年度実績に対し50,394人（73%）増加した。			
直近3年 の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	192,000	156,050	213,000	
	実績	61,763	87,636	138,223	
	達成率	32.2%	56.2%	64.9%	
令和6年度 の目標 （設定根拠）	目標	利用者数の目標 225,000人			
	設定根拠	SNS(Instagram)や自主事業広報紙などによる情報提供を行い自主事業参加者の増加を図るとともに、催事や大規模大会の開催が予定されており、前年度実績に対して19.29%増の225,000人とした。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

＜観点Ⅰ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	4年ぶりに開催された催事や5年ぶりに開催された大会があったものの、猛暑日が続いたことによる大会や貸切利用の中止により、利用目標の達成率は97.0%となったが前年度に対する利用者数は増加した。
	県 （所管課）	B	催事・大会の開催により利用者数は回復傾向にあるものの、猛暑による大会・貸し切り利用の中止等から目標には到達していない。しかし、そのような状況にありながら、利用者数が前年度を上回ったことは高く評価できる。今後も、SNS等の積極的活用によるアウトリーチマーケティングから、既存利用者の継続利用と新規利用者の獲得に注力していただきたい。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成（数値目標の場合は100%以上）

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要（数値目標の場合は80%未満）

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	91.4%		
	具体的な 取組と その効果	・大道場入口扉を開放する際に、扉用チェーンで扉を固定させてくいと の意見があり、チェーンの長さ調整を行い簡単に開放できるようにした。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	95.3%	96.0%	91.9%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価 欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	お客様からの貴重な意見・要望については、可能な限り速やかな対応を心 掛け早期解決を図ることが出来たことにより、満足度は91.4%となった。
	県 (所管課)	A	直近3年を含む利用者満足度の平均は90%を上回っており、アンケートの内容 において、施設環境・サービスの質ともに好評される機会が多いことから、 今後もサービスの質を維持・向上に資する取組を継続していただきたい。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこ
と。

A: 満足度80%以上 B: A及びC以外 C: 満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1) 経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その
効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	前年度に対して、猛暑日が続いたことによる各道場の冷房運転時間が増 えたことにより、電気料金が10.2%、水道料が34.0%、燃料費が55.4%増 加した。また、緊急対応として雨水の漏水やトイレの給水不具合があり、修 繕費が132.4%、配管部材購入による消耗品費が10.1%、仮設トイレの設 置などにより諸手数料が69.4%増加した。
	具体的な 取組と その効果	猛暑日が続く、熱中症の防止対策として冷房設備機器の稼働時間が増 えたため、省エネ対策が取れなかった。そのほか、雨水の漏水箇所の修 繕、また、トイレの給水ポンプの不具合及び配管の腐食により一時的にトイ レの水を流すことが出来なくなり、給水ポンプの整備と仮設配管敷設によ る仮復旧作業を行い、その後、配管の修繕を行った。これらの要素があり、 全体的に経費低減とならなかった。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

<観点Ⅲ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	C	経費については、長期にわたる猛暑日が続く、熱中症予防のため冷房設備の運転依頼が増加したほか、数年ぶりの催事や大会などが開催されたため利用者が36%増となったことにより、電気料、水道料、燃料費が増加した。また、緊急対応として雨水の漏水やトイレの給水ポンプや配管の修繕、配管部材購入や仮設トイレの設置などの増加もあり、前年度に対して支出は6.4%増加した。使用料収入については、令和4年度に実施された大規模な全国大会が開催されなかったほか、減免対象の大会が増えたことなどにより10%減となった。
	県(所管課)	C	原油価格高騰や気候変動等の影響に伴う光熱費の増加、設備修繕や部材購入等の施設維持管理費の増加はやむをえないものとする。令和5年度の修繕対応が今後の支出抑制につながることに期待したい。支出増加につながる不測の事態は今後も発生しうするため、経費の低減と収入増加につながる効率的な運営に努めていただきたい。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	①サービス取り組みの向上について 広報誌「みんなのスポーツ&カルチャー」を年2回、計10,700部を発行したほか、公社公式インスタグラムでは、主催事業の様子や周辺施設の景観の紹介などを行い累計で27,571件のアクセスがあった。 ②地域、関係機関、ボランティア等との連携の取り組みについて 各武道(術)団体との協力を図るための利用者懇談会を年1回開催し、また、県立武道館の利活用向上を図るための武道推進検討委員会を年2回開催した。参加団体は、武道連盟9団体(剣道連盟、銃剣道連盟、柔道連盟、少林寺拳法連盟、合気道連盟、空手道連盟、弓道連盟、なぎなた連盟、相撲連盟)、武術連盟1団体(武術太極拳連盟)。 なお、自主事業「第16回武道まつり」は4年ぶりに県立武道館にて開催し、県内各武道連盟などの関係機関と連携を図り、昨年度に対し2,818人減の482人となり集客力は商業施設に及ばなかった。 ③職員の資質向上の取り組みについて 公社主催の研修では、顧客対応研修3名、コンプライアンス研修1名、マネジメント研修2名、普通救命講習Ⅰ1名、動物駆逐用煙火保安教育講習会1名が受講した。 ④安全管理及び緊急時対応の方策について 緊急事態対応共通マニュアルに基づき、公社運営本部事務局や県、消防、警察など関係機関との緊急連絡網を整備し、また、計画的に消防・避難誘導訓練を年2回実施した。 ⑤個人情報情報を適切に管理するための取り組みについて 個人情報保護規程に基づき厳正な管理を行ったほか、コンプライアンス研修を実施し、社員の危機管理能力の向上に努めた。
----------	--

<観点Ⅳ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	大雨の影響や熱中症予防のために大会中止に伴うキャンセルが多かったものの、前年度に対し大会及び貸切利用、催事等があり利用者数は増加した。全国規模の催事がなかったため利用料収入は前年度に対し減少した。自主事業については、特に武道の普及振興を目的として開催しているものの利用者数と参加料収入が減少した。実績報告に記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。
	県(所管課)	A	大雨や猛暑等の影響がありながらも、利用者数が前年度を上回った要因として、広報誌・インスタグラムでのPR活動や関係団体との連携した取り組みが挙げられる。武道の普及・振興を目的とした催し物については、開催内容や参加料の考え方に新たな工夫を取り入れながら、利用者数及び収入増加を図っていただきたい。職員の資質向上・利用者の安全管理・個人情報の管理等に係る取り組みがなされていることから、今後も現行の水準を維持しつつ、適切な施設運営に取り組んでいただきたい。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
大規模武道競技大会や武道に関連するイベント等の開催を通じ、「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、競技力の向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上が図られている。また、大規模スポーツ大会等の開催により、交流人口の拡大にも貢献しているほか、武道に限定しないイベント等の開催やSNS等を活用した情報発信により、幅広い世代による施設の有効活用を図っている。
○施設運営の課題
築後20年が経過し、施設や設備機器等の経年劣化が見られることから、計画的に修繕・更新を行う必要がある。 また、光熱水費等の高騰により、維持管理・運営経費が増加傾向にあり、収益力の向上を図る必要がある。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
指定管理者と連携し、施設の効果的な運営を行いながら、引き続き、大規模武道競技大会の誘致・開催等を通じて、競技力の向上や武道競技の裾野拡大を図るとともに、更なる利用促進のため、予約システムやキャッシュレス決済等の環境整備を行うことで、施設の有効活用を図る。また、施設の持続的な運営を目指し、民間ノウハウの活用や収益力の向上を図るため、利用料金併用制の導入を検討していく。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）

秋田県立武道館条例をここに公布する。

秋田県立武道館条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立武道館(以下「武道館」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄二番地の二に設置する。

(平一七条例八二・一部改正)

(使用の許可)

第二条 武道館を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(平一七条例八二・平二〇条例二五・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 武道館を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、武道館を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により武道館を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 武道館の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例三・平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 三 武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用についてはこれらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例三・平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って武道館の管理を行わなければならない。

(平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第七条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一六年教委規則第二号で平成一六年三月二日から施行)
(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

- 2 [重要な公の施設等の範囲を定める条例\(昭和三十九年秋田県条例第三十一号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一七条例第三号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(公告に関する経過措置)
- 5 この条例の施行前に附則第二項の規定による改正前の秋田県港湾施設管理条例第二十条、附則第三項の規定による改正前の秋田県立男鹿水族館条例第十二条又は前項の規定による改正前の秋田県立武道館条例第七条第五項の規定によりされた指定管理者の指定の公告は、第八条前段の規定によりされた公告とみなす。

附 則(平成一七条例第八二号)抄

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二〇条例第二五号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六条例第四〇号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(平二〇条例二五・平二六条例四〇・平三一条例一一・一部改正)

- 一 貸切使用する場合の使用料
(一) 大道場等の使用料

区分				使用料の額(一施設一時間につき)	
				午前九時から午後九時まで	午前九時から午後九時までの時間以外
大道場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	一、四七〇円	二、九三〇円
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	二、九三〇円	五、八七〇円
		その他の催物に使用するとき	平日	一一、七三〇円	二三、四七〇円
			土曜日・日曜日・休日	一四、〇四〇円	二八、〇八〇円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	二、九三〇円	五、八七〇円

		使用するとき	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		五、八七〇円	一一、七三〇円
		その他の催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	平日	三〇、七〇〇円	六一、三九〇円
				土曜日・日曜日・休日	三六、七七〇円	七三、五四〇円
			営利を目的とする催物であるとき	平日	六一、二九〇円	一二二、五七〇円
				土曜日・日曜日・休日	七三、五四〇円	一四七、〇九〇円
小道場 柔道場 剣道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき			八四〇円	一、六八〇円	
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき			一、六八〇円	三、三五〇円	
近的弓道場 遠的弓道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき			一、一五〇円	二、三一〇円	
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき			二、三一〇円	四、六一〇円	
相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき			四二〇円	八四〇円	
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき			八四〇円	一、六八〇円	
屋外相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき			二一〇円	四二〇円	
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき			四二〇円	八四〇円	

備考

- 一 この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、武道館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。
- 四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。
- 五 大道場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

(二) 附属施設及び附属設備の使用料

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合
会議室	一室一時間につき	一二〇円	二三〇円
放送設備	一時間につき	七三〇円	一、四七〇円
温水シャワー	一室一時間につき	二九〇円	五九〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

(三) 照明等の使用料

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合

照明	大道場	全灯使用	一時間につき	二、〇八〇円	四、一七〇円
		二分の一減灯使用		一、〇四〇円	二、〇九〇円
		三分の二減灯使用		七〇〇円	一、三九〇円
	小道場			一三〇円	二六〇円
	柔道場			二四〇円	四八〇円
	剣道場			一九〇円	三七〇円
	近的弓道場			一四〇円	二八〇円
	遠的弓道場			一一〇円	二二〇円
	相撲場			七〇円	一三〇円
	屋外相撲場			二〇円	四〇円
	暖房	大道場		五五〇円	一、一〇〇円
小道場		一三〇円		二六〇円	
柔道場		三三〇円		六六〇円	
剣道場		二〇〇円		三九〇円	
近的弓道場		二七〇円		五五〇円	
相撲場		九〇円		一八〇円	
冷房	大道場			四四〇円	八八〇円
	小道場			一一〇円	二二〇円
	柔道場			一九〇円	三七〇円
	剣道場		一五〇円	三一〇円	
	近的弓道場		二二〇円	四四〇円	
	相撲場		八〇円	一五〇円	

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 貸切使用によらず使用する場合の使用料

(一) 武道館(温水シャワーを除く。)の使用料

区分	使用料の額(午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき)
小学校児童及び中学校生徒	一二〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一五〇円
一般	二五〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

(二) 温水シャワーの使用料

一人一回につき百三十円